

議案第 1 4 号

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程及び上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程（平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 共通決裁事項・専決事項の表 3 の項第 1 号中「この項」の次に「及び次項」を加え、同表中 1 3 の項を 1 4 の項とし、4 の項から 1 2 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、3 の項の次に次の 1 項を加える。

4	公の施設の指定管理者による管理に関する事項	(1) 法第 2 4 4 条の 2 第 1 0 項の規定に基づき、指定管理者に対し、必要な指示をすること。 (2) 法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、指定管理者に対し、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。 (3) 指定管理者との協定を締結すること。	○	○			
---	-----------------------	--	---	---	--	--	--

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令(平成24年上尾市教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程別表第2教育総務部生涯学習課の表の次に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第2教育総務部生涯学習課の表の次に次の1表を加える。

教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任する事項	(1) 上尾市民体育館の利用料金の額を定め、又は変更をすとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(2) 上尾市民体育館の利用料金を減額し、又は免除するとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(3) 上尾市民体育館の利用料金の返還の額を決定するとの指定管理者からの申出を承認すること。				○
	(4) 上尾市民体育館の附属設備に係る利用料金の上限額を定めること。				○
	(5) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(6) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(7) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(8) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市平方スポーツ広場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(2) 上尾市平方スポーツ広場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの

		(3) 上尾市平方野球場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
		(4) 上尾市平方野球場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
		(5) 上尾市平塚サッカー場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
		(6) 上尾市平塚サッカー場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
		(7) 学校開放事業による学校施設の利用（特別教室の利用を除く。）に係る利用団体を登録し、又は当該施設の利用を許可し、若しくは当該許可に係る事項の変更を許可すること。				○
3	スポーツに関する事項	(1) スポーツに関する事業計画を決定すること。				○
		(2) スポーツ推進委員の研修会を企画すること。				○
		(3) 体育備品を貸し出すこと。				○

附 則

この訓令中第1条の規定は平成25年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

提案理由

上尾市民体育館における指定管理者制度の移行に伴い、指定管理者による管理に関する事項等について、新たに決裁区分を設けることから、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。